14　14の欄は、次によること。

［(1)・(2)　略］

15　15の欄は、無線局種別等コード表に掲げる装置がある場合に限り、該当するコードを記載するとともに、補足事項を記載すること。

16　16の欄は、次によること。

電波の発射を停止させる装置を有する場合は、「□有」の□にレ印を付け、方式及び性能の欄に具体的な方式及び性能を記載すること。また、電波の発射を停止させる装置を有しない場合は、「□無」の□にレ印を付け、方式及び性能の欄にこれに代わる方法を記載するとともに、その方法の確実性を証する方法を記載すること。

17　17の欄は、次によること。

人工衛星の軌道又は位置を変更させる装置を有する場合は、「□有」の□にレ印を付け、方式及び性能の欄に具体的な方式及び性能を記載すること。また、人工衛星の軌道又は位置を変更させる装置を有しない場合は、「□無」の□にレ印を付け、対地静止衛星に開設する人工衛星局又は衛星基幹放送局等であるときは、方式及び性能の欄にこれに代わる方法を記載するとともに、その方法の確実性を証する方法を記載すること。

［削る］

18　18の欄は、この別表の記載事項以外の工事設計について、法第３章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

19　19の欄は、添付図面として、無線設備系統図（人工衛星局に限る。）又は送受信機系統図（衛星基幹放送局等に限る。）、電源系統図、地表面の利得コンタ図及び業務区域を示す図を添付し、□にレ印を付けること。なお、添付図面の記載は、次によること。

［(1)・(2)　略］

(3)　地表面の利得コンタ図は、申請に係る人工衛星局又は衛星基幹放送局等が対地静止衛星である場合は、送信空中線及び受信空中線の利得を地表面の地図に利得コンタで記載すること。この場合において、当該利得コンタは、絶対利得を最大利得から２、４、６、10、20dB、また、必要に応じて30、40、50dB等10dB間隔で低くなる利得に対応する各コンタで記載すること。なお、対地静止衛星以外である場合は、これに準じて記載すること。

(4)　業務区域を示す図は、電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線における業務区域を適宜の地図に記載すること。

20　20の欄は、次によること。

(1)　第15条の２又は第15条の３第１項（同条第２項、第16条の２第６項及び第25条第３項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。）の規定により、工事設計の全部又は一部の記載を省略する場合は、その旨及び第15条の３第１項ただし書の規定による場合は既に申請を提出した総合通信局の名称を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号、識別信号等を記載すること。ただし、衛星基幹放送局等の場合は、無線設備を設置する人工衛星の名称を記載すること。

15　13の欄は、次によること。

［(1)・(2)　同左］

16　14の欄は、コード表に掲げる装置がある場合に限り、コード表により該当するコードを記載するとともに、補足事項を記載すること。

17　15の欄は、次によること。

電波の発射を停止させる装置を含む場合は、「□有」の□にレ印を付け、方式及び性能の欄に具体的な方式及び性能に関して記載すること。また、電波の発射を停止させる装置を含まない場合は、「□無」の□にレ印を付け、人工衛星局であるときは、方式及び性能の欄にこれに代わる方法を記載するとともにその方法の確実性を証する方法を記載すること。

［新設］

18　16の欄は、次によること。

(1)　人工衛星の軌道又は位置を変更させる装置を含む場合は、「□有」の□にレ印を付け、方式及び性能の欄に具体的なその方式及び性能を記載すること。

(2)　人工衛星の軌道又は位置を変更させる装置を含まない場合は、「□無」の□にレ印を付け、対地静止衛星に開設する人工衛星局であるときは、方式及び性能の欄にこれに代わる方法を記載するとともにその方法の確実性を証する方法を記載すること。

19　17の欄は、当該無線局の工事設計書の記載事項以外の工事設計について、法第３章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

20　18の欄は、添付図面として、無線設備系統図（人工衛星局に限る。）又は送受信機系統図（衛星基幹放送局等に限る。）、電源系統図、地表面の利得コンタ図及び業務区域を示す図を添付することとし、□にレ印を付けること。なお、添付図面の記載は、次によること。

［(1)・(2)　同左］

(3)　地表面の利得コンタ図は、申請に係る人工衛星局が対地静止衛星である場合は、送信及び受信空中線の利得を地表面の地図に利得コンタで記載すること。この場合において、当該利得コンタは、Gis（絶対利得）を最大利得から２、４、６、10、20dB、又、必要に応じて30、40、50dB等10dB間隔で低くなる利得に対応する各コンタで記載すること。なお、対地静止衛星以外である場合は、これに準じて記載すること。

(4)　業務区域を示す図は、人工衛星局に限り電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線における業務区域を適宜の地図に記載すること。

21　19の欄は、次によること。

(1)　第15条の２又は第15条の３第１項（同条第２項、第16条第５項及び第25条第３項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。）の規定により、工事設計の全部の記載を省略する場合は、その旨を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号及び識別信号等により明示すること。衛星基幹放送局等の場合は、無線設備を設置する人工衛星の名称を記載すること。